

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月26日
【会社名】	株式会社リソー教育
【英訳名】	RISO KYOIKU CO.,LTD.

(注) 2025年5月23日開催の第40回定時株主総会の決議により、2025年9月1日から会社名を以下のとおり変更いたします。

(会社名) 株式会社リソー教育グループ  
(英訳名) RISO KYOIKU GROUP CORPORATION

【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 天坊 真彦
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役副社長(CFO) 久米 正明
【本店の所在の場所】	東京都豊島区目白三丁目1番40号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長天坊真彦および最高財務責任者である取締役副社長(CFO)久米正明は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、当社グループは「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年2月28日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠致しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、他の連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高」、「営業未収入金」、「契約負債」、「人件費」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、2025年2月28日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

前事業年度末における開示すべき重要な不備の是正

当社グループの2025年2月期第1四半期の四半期レビューの過程において、債務超過子会社に対する貸倒引当金の計上方法及び固定資産の減損の兆候の把握方法に誤りのあることが判明したため、過年度の財務諸表等を訂正することが適切であると判断いたしました。

当該訂正に至ったことは、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の原因は、採用した会計処理方法について経営環境の変化を勘案し、見直しの有無を検討すべきところ、その実施が不十分であったと認識しております。

当社は開示すべき重要な不備の原因分析を踏まえ、再発防止策として会計処理マニュアル及び業務プロセスを修正・新設することで内部統制の改善を図るとともに、管理企画局経営企画部内に内部統制課を新設し決算・財務報告プロセスの見直しが必要な事象の有無を確認する体制を強化いたしました。また、引き続き良質な人材の確保や専門知識の拡充を図るべく、社内外の研修の受講等による管理部門担当者の知識やスキルの上向上に努めております。

その結果、前事業年度末における開示すべき重要な不備は是正され、当事業年度末において当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

当社といたしましては、引き続き再発防止策の実効性を確認するとともに、モニタリングを継続して実施してまいります。